

# 全額控除される寄附額の目安

○給与所得者のケース（給与収入のみ。住宅ローン控除等を受けていない。）

## 【表の見方】

給与収入300万円独身の方は、下表に示す28,000円以下の寄附であれば自己負担額は最小の**2,000円**となるが、これ以上の額の寄附をすると、自己負担額が増加していく。

給与収入	独身または共働き*1	夫婦*2又は共働き+子一人(高校生*3)	共働き+子一人(大学生*3)	夫婦+子一人(高校生)	共働き+子二人(大学生と高校生)	夫婦+子二人(大学生と高校生)
300万円	28,000円	19,000円	15,000円	11,000円	7,000円	—
350万円	34,000円	26,000円	22,000円	18,000円	13,000円	5,000円
400万円	42,000円	33,000円	29,000円	25,000円	21,000円	12,000円
450万円	52,000円	41,000円	37,000円	33,000円	28,000円	20,000円
500万円	61,000円	49,000円	44,000円	40,000円	36,000円	28,000円
550万円	69,000円	60,000円	57,000円	48,000円	44,000円	35,000円
600万円	77,000円	69,000円	66,000円	60,000円	57,000円	43,000円
700万円	108,000円	86,000円	83,000円	78,000円	75,000円	66,000円
800万円	129,000円	120,000円	116,000円	110,000円	107,000円	85,000円
900万円	151,000円	141,000円	138,000円	132,000円	128,000円	119,000円

\*1 「共働き」は、ふるさと納税を行う本人が配偶者(特別)控除の適用を受けていないケース(配偶者の給与収入が141万円以上の場合)

\*2 「夫婦」はふるさと納税を行う方の配偶者に収入がないケース(ふるさと納税を行う本人が配偶者(特別)控除を受けている場合)

\*3 「高校生」は「16歳から18歳の扶養親族」を、「大学生」は「19歳から22歳の特定扶養親族」を指す

\*4 中学生以下の子どもは(控除額に影響がないため)、計算に入れる必要はない

例えば、「夫母子一人(小学生)」は、「夫婦」と同額。「夫母子二人(高校生と中学生)」は、「夫母子一人(高校生)」と同額

## 【給与収入300万円独身のケース 所得税率10% 10,000円寄附】

・ 所得税の控除額・・・〔寄附金－2,000円〕×所得税の控除率

・ 住民税の控除額・・・①住民税の基本控除額＋②住民税の特例控除額

〔① 住民税の基本控除額・・・〔寄附金－2,000円〕×10%

〔② 住民税の特例控除額・・・〔寄附金－2,000円〕×〔90%－所得税率〕

寄附金額 10,000円

実質負担額 2,000円	所得税の控除 800円	住民税の基本控除 800円	住民税の特例控除額 6,400円
-----------------	----------------	------------------	---------------------

税控除額 8,000円